

令和7年11月28日
(第6回臨時会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	-----	1
議案第 2 号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	-----	2
議案第 3 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	3～ 20
議案第 4 号	令和 7 年度美瑛町一般会計補正予算（第 3 号）について	-----	21～ 26
議案第 5 号	令和 7 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 1 号）について	-----	27～ 32
議案第 6 号	令和 7 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）について	-----	33～ 34
議案第 7 号	令和 7 年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	-----	35～ 36
議案第 8 号	令和 7 年度美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 1 号）について	-----	37～ 38
報告第 1 号	専決処分について	-----	39
報告第 2 号	専決処分について	-----	40
報告第 3 号	専決処分について	-----	41
報告第 4 号	専決処分について	-----	42
報告第 5 号	専決処分について	-----	43

議案第1号

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「12月に支給する場合には100分の230」を「12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の230」を「100分の232.5」に、「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

議案第2号

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「12月に支給する場合には100分の230」を
「12月に支給する場合には100分の235」に改める。

第2条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の230」を「100分の232.5」に、
「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

議案第3号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第17条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「21, 000円」を「22, 500円」に、「7, 400円」を「7, 700円」に、「6, 600円」を「7, 050円」に、「31, 500円」を「33, 750円」に、「11, 100円」を「11, 550円」に、「2, 200円」を「2, 350円」に、

「10,500円」を「11,250円」に、「3,700円」を「3,850円」に改める。

第19条第2項中「12月に支給する場合には100分の125」を「12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「12月に支給する場合には100分の125」とあるのは「12月に支給する場合には100分の70」を「12月に支給する場合には100分の127.5」とあるのは「12月に支給する場合には100分の72.5」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200

定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900

43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800

73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,200
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,400
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,600
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	427,800
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,000
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,200
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,400
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	428,600
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	428,800
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	429,000
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	429,200
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	429,400
86	266,200	305,800	355,700	396,900	409,300	
87	266,500	306,100	356,100	397,300	409,600	
88	266,800	306,400	356,500	397,700	409,800	
89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000	
90	267,400	307,000	357,100	398,500	410,300	
91	267,700	307,300	357,500	398,900	410,600	
92	268,000	307,600	357,900	399,300	410,800	
93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000	
94		308,000	358,400	400,100	411,300	
95		308,300	358,800	400,500	411,600	
96		308,700	359,100	400,900	411,800	
97		308,900	359,400	401,300	412,000	
98		309,200	359,800	401,700	412,200	
99		309,500	360,200	402,100	412,400	
100		309,900	360,600	402,500	412,600	
101		310,100	361,100	402,900	412,800	

	102		310,400	361,500	403,300	413,000	
	103		310,700	361,900	403,700	413,200	
	104		311,000	362,300	404,100	413,400	
	105		311,200	362,800	404,500	413,600	
	106		311,500	363,200	404,900		
	107		311,800	363,500	405,300		
	108		312,100	363,800	405,700		
	109		312,300	364,200	406,100		
	110		312,600	364,500			
	111		313,000	364,800			
	112		313,300	365,100			
	113		313,500	365,400			
	114		313,700	365,700			
	115		314,000	366,000			
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

別表第2（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800

25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,100

55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,300
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,500
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	423,700
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	423,900
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,100
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,300
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	424,500
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	424,700
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	424,900
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	425,100
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	425,300
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,600	
79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,000	
80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,400	
81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,800	
82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,200	
83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,600	
84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,000	

85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,400
86		303,000	341,100	362,300	406,800
87		303,200	341,400	362,600	407,200
88		303,400	341,700	362,900	407,600
89		303,800	342,000	363,300	408,000
90		304,000	342,200	363,600	
91		304,200	342,600	363,800	
92		304,400	342,900	364,100	
93		304,800	343,100	364,400	
94		305,000	343,400	364,800	
95		305,200	343,700	365,200	
96		305,500	343,900	365,600	
97		305,800	344,100	366,100	
98		306,000	344,400	366,500	
99		306,200	344,700	366,900	
100		306,500	344,900	367,300	
101		306,800	345,100	367,800	
102		307,000	345,300	368,200	
103		307,200	345,700	368,600	
104		307,500	345,900	369,000	
105		307,800	346,100	369,400	
106			346,400		
107			346,800		
108			347,200		
109			347,400		
110			347,600		
111			347,800		
112			348,000		
113			348,200		

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000

別表第2（第3条関係）

イ 医療職給料表（二）

単位 円

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300

21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400

50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200

80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,100
87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,600
88	296,800	324,600	362,200	381,000	410,100
89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,500
90	297,700	326,500	363,400	381,800	411,000
91	298,200	327,500	364,000	382,100	411,500
92	298,700	328,500	364,600	382,400	412,000
93	299,200	329,300	365,000	383,000	412,400
94	299,600	330,000	365,400	383,500	412,900
95	300,100	330,700	365,900	384,000	413,400
96	300,700	331,300	366,300	384,500	413,900
97	301,300	331,800	366,800	385,100	414,300
98	301,800	332,100	367,200	385,600	414,900
99	302,300	332,600	367,700	386,100	415,500
100	302,800	333,200	368,100	386,500	415,900
101	303,200	333,600	368,400	387,100	416,300
102	303,700	334,100	368,900	387,600	416,700
103	304,100	334,700	369,200	388,100	417,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600	417,500
105	304,900	335,600	369,900	389,200	417,900
106	305,300	336,100	370,400	389,600	418,300
107	305,700	336,600	370,900	390,100	418,700
108	306,000	337,100	371,400	390,600	419,100

109	306,200	337,500	371,900	391,200	419,500
110	306,500	337,800	372,400	391,700	
111	306,700	338,100	372,900	392,200	
112	307,000	338,400	373,300	392,700	
113	307,300	338,700	373,700	393,200	
114	307,500	339,100	374,100	393,700	
115	307,800	339,400	374,600	394,200	
116	308,000	339,700	375,100	394,700	
117	308,300	339,900	375,500	395,200	
118	308,500	340,200	376,000	395,700	
119	308,800	340,500	376,500	396,200	
120	309,100	340,700	377,000	396,700	
121	309,400	340,900	377,300	397,200	
122	309,700	341,200	377,800	397,700	
123	310,000	341,500	378,300	398,200	
124	310,300	341,800	378,800	398,700	
125	310,500	342,000	379,200	399,200	
126	310,700	342,300	379,700	399,700	
127	311,000	342,600	380,200	400,200	
128	311,400	342,800	380,700	400,700	
129	311,600	343,000	381,200	401,200	
130	311,900	343,200	381,700		
131	312,200	343,500	382,200		
132	312,600	343,700	382,700		
133	312,800	344,000	383,200		
134	313,100	344,400	383,700		
135	313,400	344,800	384,200		
136	313,700	345,200	384,700		
137	313,900	345,500	385,200		
138	314,200	345,900	385,700		

139	314,500	346,300	386,200
140	314,800	346,700	386,700
141	315,000	347,000	387,200
142	315,300	347,400	
143	315,700	347,700	
144	316,000	348,100	
145	316,200	348,400	
146	316,400	348,800	
147	316,700	349,200	
148	317,000	349,600	
149	317,200	349,900	
150	317,400	350,300	
151	317,700	350,700	
152	318,000	351,100	
153	318,400	351,400	
154	318,600		
155	318,800		
156	319,100		
157	319,400		
158	319,700		
159	320,000		
160	320,300		
161	320,700		
162	321,000		
163	321,300		
164	321,600		
165	322,000		
166	322,300		
167	322,600		
168	322,900		

	169	323,300				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100

第2条 美瑛町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ス中「60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 42,200円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 49,200円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 52,700円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 56,200円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59,600円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66,400円

第19条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美瑛町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(適用除外)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年美瑛町条例第28号）第14条第1項、第15条、第25条第1項及び第26条の規定にかかわらず、適用しない。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第4号

令和7年度 美瑛町一般会計補正予算（第3号）について

令和7年度美瑛町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,338,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,080,000	6,097	5,086,097
	1 地方交付税	5,080,000	6,097	5,086,097
12 分担金及び負担金		7,691	104	7,795
	1 負 担 金	7,691	104	7,795
19 繰越金		114,060	33,499	147,559
	1 繰越金	114,060	33,499	147,559
歳 入 合 計		12,298,500	39,700	12,338,200

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		62,565	159	62,724
	1 議 会 費	62,565	159	62,724
2 総 務 費		3,001,804	39,227	3,041,031
	1 総務管理費	2,852,737	39,227	2,891,964
6 農林水産業費		855,907	314	856,221
	2 耕地費	301,684	314	301,998
歳 出 合 計		12,298,500	39,700	12,338,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	5,080,000	6,097	5,086,097
	1	地方交付税	5,080,000	6,097	5,086,097
	1	地方交付税	5,080,000	6,097	5,086,097
12		分担金及び負担金	7,691	104	7,795
	1	負 担 金	7,691	104	7,795
	2	農林水産業費負担金	7,684	104	7,788
19		繰越金	114,060	33,499	147,559
	1	繰越金	114,060	33,499	147,559
	1	繰越金	114,060	33,499	147,559

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	6,097	1 普通交付税
1 耕地費負担金	104	1 基幹水利施設管理負担金 しろがね地区
1 繰越金	33,499	1 前年度繰越金

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
1			議会費	62,565	159	62,724		159
	1		議会費	62,565	159	62,724		159
		1	議会費	62,565	159	62,724		159
2			総務費	3,001,804	39,227	3,041,031		39,227
	1		総務管理費	2,852,737	39,227	2,891,964		39,227
		1	職員給与費	1,177,534	39,227	1,216,761		39,227
6			農林水産業費	855,907	314	856,221	104	210
	2		耕地費	301,684	314	301,998	104	210
		3	基幹水利施設管理費	31,349	314	31,663	負担金 104	210

(一般会計)

節	区分	金額	説明		
			説明	金額	
	3	職員手当等	159	1 希望にみちた活気あるまち (1)議会運営事業 3 職員手当	159 159 (159)
	2	給料	11,354	1 行財政が健全で持続可能なまち (1)職員給料	39,227 11,354
	3	職員手当等	2,861	2 一般職給料	(11,354)
	4	共済費	9,029	(2)職員手当 3 職員手当等	2,861 (2,861)
	18	負担金補助及び交付金	15,983	(3)職員共済費 4 共済費 (4)退職手当組合負担金 18 負担金(人) (5)福祉協会負担金 18 負担金(人)	9,029 (9,029) 15,961 (15,961) 22 (22)
	2	給料	131	1 地域資源をいかした産業のまち (1)基幹水利施設管理運営事業	314 314
	3	職員手当等	66	2 給料(事)	(131)
	4	共済費	117	3 職員手当等(事) 4 共済費(事)	(66) (117)

議案第5号

令和7年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

令和7年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ**243**千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ**20,673**千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	243	244
	1 繰越金	1	243	244
歳入合計		20,430	243	20,673

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		4,479	243	4,722
	1 総務管理費	4,479	243	4,722
歳出合計		20,430	243	20,673

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	243	244
	1	繰越金	1	243	244
		1 繰越金	1	243	244

節		区 分	金 額	説 明
		1 繰越金	243	1 繰越金

(白金泉源事業特別会計)

(歳出)

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	4,479	243	4,722		243
			総務管理費	4,479	243	4,722		243
			一般管理費	4,479	243	4,722		243

(白金泉源事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
2	給料	142	142
3	職員手当等	101	101
		1 行財政が健全で持続可能なまち	243
		(1)職員給料	142
		2 一般職給料	(142)
		(2)職員手当	101
		3 職員手当等	(101)

議案第 6 号

令和 7 年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第 4 号）について

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 水道事業費用	318,718 千円	611 千円	319,329 千円
第 1 項 営業費用	316,622 千円	611 千円	317,233 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)職員給与費	13,604 千円	611 千円	14,215 千円

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和7年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業費用				318,718	611	319,329	給与改定及び期末手当・勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の増	
	1. 営業費用			316,622	611	317,233		
		3. 総係費			55,776	611		56,387
			給料		6,330	266		6,596
			手当		3,316	163		3,479
			賞与引当金繰入額		1,082	92		1,174
			法定福利費		2,558	60		2,618
			法定福利費引当金繰入額		212	30		242

議案第7号

令和7年度 美瑛町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

（総 則）

第1条 令和7年度美瑛町公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和7年度美瑛町公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 下水道事業費用	452,204 千円	527 千円	452,731 千円
第1項 営業費用	440,667 千円	527 千円	441,194 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)職員給与費	17,273 千円	527 千円	17,800 千円

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和7年度美瑛町公共下水道事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 下水道事業費用	1. 営業費用			452,204	527	452,731	給与改定及び期末手当・勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の増
		4. 総係費		440,667	527	441,194	
			69,696	527	70,223		
		給料	7,969	253	8,222		
		手当	4,631	143	4,774		
		賞与引当金繰入額	1,193	27	1,220		
		法定福利費	3,245	73	3,318		
		法定福利費引当金繰入額	235	31	266		

議案第 8 号

令和 7 年度 美瑛町水力発電事業会計補正予算（第 1 号）について

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度美瑛町水力発電事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度美瑛町水力発電事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		（ 計 ）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第 1 款 電気事業費用	60,242 千円	197 千円	60,439 千円
第 1 項 営業費用	58,982 千円	197 千円	59,179 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)職員給与費	11,713 千円	197 千円	11,910 千円

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和7年度美瑛町水力発電事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 電気事業費用				60,242	197	60,439	給与改定及び期末手当・勤勉手当支給割合変更に伴う人件費の増	
	1. 営業費用			58,982	197	59,179		
		3. 一般管理費			13,028	197		13,225
			給料		3,915	120		4,035
			賞与引当金繰入額		822	77		899

報告第1号

専決処分について

令和7年第3回美瑛町議会臨時会において議決（令和7年4月28日議案第4号）された、請負契約の締結についての一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和7年10月10日

項目	変更前	変更後
工事名	スポーツセンターLED化工事	同左
契約金額	88,000,000円	89,221,000円
契約先	美瑛町栄町2丁目2番23号 株式会社 北海電材工事社 代表取締役 大滝 敏彦	同左
変更内容		屋外LED照明一式の追加による増額

報告第2号

専決処分について

令和7年第2回美瑛町議会定例会において議決（令和7年3月14日議案第40号）された、請負契約の締結についての一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和7年10月14日

項目	変更前	変更後
工事名	旭美瑛線道路改良舗装工事（第1工区）	同左
契約金額	71,500,000円	71,555,000円
契約先	美瑛町本町4丁目3番1号 株式会社 西森組 代表取締役 西森 和弘	同左
変更内容		工事数量の確定による増額

報告第3号

専決処分について

令和7年第2回美瑛町議会定例会において議決（令和7年3月14日議案第41号）された、請負契約の締結についての一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和7年10月16日

項目	変更前	変更後
工事名	旭美瑛線道路改良舗装工事（第2工区）	同左
契約金額	89,485,000円	91,542,000円
契約先	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業株式会社 代表取締役社長 濱塚 努	同左
変更内容		工事数量の確定による増額

報告第4号

専決処分について

令和7年第2回美瑛町議会定例会において議決（令和7年3月14日議案第39号）された、請負契約の締結についての一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和7年10月24日

項目	変更前	変更後
工事名	朗根内上俵真布線道路改良舗装工事（第1工区）	同左
契約金額	65,560,000円	65,802,000円
契約先	美瑛町中町3丁目4番14号 フクハラ建運 株式会社 代表取締役 福原 福博	同左
変更内容		工事数量の確定による増額

報告第5号

専決処分について

令和7年第3回美瑛町議会臨時会において議決（令和7年4月28日議案第3号）された、請負契約の締結についての一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したので報告する。

令和7年11月28日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和7年11月5日

項目	変更前	変更後
工事名	東部地区コミュニティ施設（仮称）建設工事	同左
契約金額	598,070,000円	602,217,000円
契約先	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士	同左
変更内容		工事数量の確定等による増額

美瑛町町民憲章

わたくしたちは、美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章をかかげてその実践につとめましょう。

1 心もからだもすこやかに

りっぱにつとめをはたしましょう。

1 互にむつみ話し合い

楽しい家庭をつくりましょう。

1 きまりを守り助け合い

明るい社会をつくりましょう。

1 自然を愛し文化をたかめ

豊かな郷土をつくりましょう。